

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年1月30日 一部改</u></p>	<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006 沿革 (略)</p>	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この約款、簡易通知型包括保険手続細則（平成29年4月1日17 - 制度 - 00040。以下「手続細則」という。）、簡易通知型包括保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00049。以下「運用規程」という。）、簡易通知型包括保険の引受基準等について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087。以下「引受基準」という。）、及び貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070。以下「保険料率等規程」という。）において使用される用語の定義は、法によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号による。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 「船積後保険金支払限度額」とは、保険金支払限度額のうち、第12条第12号から第14号までに該当する事由による第11条第2号のてん補危険に関し、輸出契約者等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合には、当該代金の支払人とする。）ごとに日本貿易保険が定める支払保険金の限度の額をいう。</p> <p>十三～二十 (略)</p> <p>二十一 「信用危険」とは、第11条第1号に掲げるてん補危険にあっては第12条第11号から第13号までに掲げる事由によるものをい</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この約款、簡易通知型包括保険手続細則（平成29年4月1日17 - 制度 - 00040。以下「手続細則」という。）、簡易通知型包括保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00049。以下「運用規程」という。）、簡易通知型包括保険の引受基準等について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087。以下「引受基準」という。）、及び貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070。以下「保険料率等規程」という。）において使用される用語の定義は、法によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号による。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 「船積後保険金支払限度額」とは、保険金支払限度額のうち、第12条第12号又は第14号に該当する事由による第11条第2号のてん補危険に関し、輸出契約者等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合には、当該代金の支払人とする。）ごとに日本貿易保険が定める支払保険金の限度の額をいう。</p> <p>十三～二十 (略)</p> <p>二十一 「信用危険」とは、第11条第1号に掲げるてん補危険にあっては第12条第11号から第13号までに掲げる事由によるものをい</p>	

<p>い、第11条第2号に掲げるてん補危険にあつては第12条第12号<u>か</u> <u>ら</u>第14号<u>まで</u>に掲げる事由によるものをいう。</p> <p>二十二～二十四 (略)</p> <p>二十五 「未回収額」とは、輸出契約等に係る以下の各金額のうち、第34条に基づく保険金の支払の請求時において回収できていない金額（延滞利息を除く。）をいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第11条第2号のてん補危険にあつては、第12条第1号から第9号まで、第12号<u>から</u>第14号<u>まで</u>のいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限までに回収することができない代金の額</p> <p>ハ (略)</p> <p>二十六～二十八 (略)</p>	<p>い、第11条第2号に掲げるてん補危険にあつては第12条第12号<u>又</u> <u>は</u>第14号に掲げる事由によるものをいう。</p> <p>二十二～二十四 (略)</p> <p>二十五 「未回収額」とは、輸出契約等に係る以下の各金額のうち、第34条に基づく保険金の支払の請求時において回収できていない金額（延滞利息を除く。）をいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第11条第2号のてん補危険にあつては、第12条第1号から第9号まで、第12号<u>又は</u>第14号のいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限までに回収することができない代金の額</p> <p>ハ (略)</p> <p>二十六～二十八 (略)</p>	
<p>(てん補範囲等)</p> <p>第10条 日本貿易保険は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項、第4項及び第6項において同じ。）が第1号に該当する場合には第11条第1号のてん補危険について第12条第11号に該当する事由により生じた損失を、第2号に該当する場合には第11条第1号のてん補危険について第12条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 日本貿易保険は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合には、当該代金の支払人とする。以下第3項において同じ。）が引受基準適用日において適用される格付が名簿上E C格又はS C格に格付されてい</p>	<p>(てん補範囲等)</p> <p>第10条 日本貿易保険は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項、第4項及び第6項において同じ。）が第1号に該当する場合には第11条第1号のてん補危険について第12条第11号に該当する事由により生じた損失を、第2号に該当する場合には第11条第1号のてん補危険について第12条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 日本貿易保険は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合には、当該代金の支払人とする。以下第3項において同じ。）が引受基準適用日において適用される格付が名簿上E C格又はS C格に格付されてい</p>	

<p>る場合又は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合には、第11条第2号のてん補危険について第12条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより代金が決済される場合を除く。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>る場合又は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合には、第11条第2号のてん補危険について第12条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより代金が決済される場合を除く。</p> <p>3～6 (略)</p>	
<p>(てん補危険)</p> <p>第11条 日本貿易保険は、次の各号の損失のうち保険契約により規定された損失を、この約款及び保険証券の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 被保険者が、輸出貨物等を輸出又は販売するために船積みをし、保険関係が成立した場合において、次条第1号から第9号まで、第12号から第14号までのいずれかに該当する事由によって輸出貨物等の代金を回収することができないことにより受ける損失。</p> <p>三 (略)</p>	<p>(てん補危険)</p> <p>第11条 日本貿易保険は、次の各号の損失のうち保険契約により規定された損失を、この約款及び保険証券の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 被保険者が、輸出貨物等を輸出又は販売するために船積みをし、保険関係が成立した場合において、次条第1号から第9号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由によって輸出貨物等の代金を回収することができないことにより受ける損失。</p> <p>三 (略)</p>	
<p>(保険価額及び保険金額)</p> <p>第13条 第11条各号のてん補危険に係る保険価額は、船積確定通知又は確定前通知により通知した代金の額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第11条第2号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項の額に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由の場合には、100分の90</p>	<p>(保険価額及び保険金額)</p> <p>第13条 第11条各号のてん補危険に係る保険価額は、船積確定通知又は確定前通知により通知した代金の額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第11条第2号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項の額に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前条第12号又は第14号に該当する事由の場合には、100分の90</p>	

4 (略)	4 (略)	
<p>(損失額)</p> <p>第14条 第11条第1号のてん補危険の損失額とは、保険価額のうち、被保険者が第12条第1号から第13号までのいずれかに該当する事由により輸出又は販売することができなくなった輸出貨物等（第12条第1号、第2号又は第8号のイ若しくはニのいずれかに該当する事由が生じたため輸出貨物等の輸出又は販売が著しく困難となったと認められる場合において、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日までに輸出することができなかった輸出貨物又は販売することができなかった仲介貿易貨物を含む。）の輸出契約等に基づく代金の額から次条各号の金額を控除した残額をいう。</p> <p>2 第11条第2号のてん補危険の損失額とは、保険価額のうち、第12条第1号から第9号まで、第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限（第12条第14号に該当する事由によるときは、決済期限から3月を経過した時）までに回収することができない代金の額から次条各号（第5号及び第6号を除く。）の金額を控除した残額をいう。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(損失額)</p> <p>第14条 第11条第1号のてん補危険の損失額とは、保険価額のうち、被保険者が第12条第1号から第13号までのいずれかに該当する事由により輸出又は販売することができなくなった輸出貨物等（第12条第1号、第2号又は第8号のイ若しくはニのいずれかに該当する事由が生じたため輸出貨物等の輸出又は販売が著しく困難となったと認められる場合において、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日までに輸出することができなかった輸出貨物又は販売することができなかった仲介貿易貨物を含む。）の輸出契約等に基づく代金の額から次条各号の金額を控除した残額をいう。</p> <p>2 第11条第2号のてん補危険の損失額とは、保険価額のうち、第12条第1号から第9号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限（第12条第14号に該当する事由によるときは、決済期限から3月を経過した時）までに回収することができない代金の額から次条各号（第5号及び第6号を除く。）の金額を控除した残額をいう。</p> <p>3 (略)</p>	
<p>(てん補責任額)</p> <p>第16条 日本貿易保険がてん補すべき額は、前2条の規定に基づき算出した損失額から次の各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、次項に基づき算出された額とする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 前項に規定する算出された額とは次の各号に定めるとおりとする。</p>	<p>(てん補責任額)</p> <p>第16条 日本貿易保険がてん補すべき額は、前2条の規定に基づき算出した損失額から次の各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、次項に基づき算出された額とする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 前項に規定する算出された額とは次の各号に定めるとおりとする。</p>	

<p>一 (略)</p> <p>二 第11条第2号のてん補危険においては、前項に規定する残額に第13条第3項と同一の比率を乗じて得た額とする。ただし、保険関係が成立した輸出契約等に係る第12条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失の場合であって、同一の輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合には、当該代金の支払人とする。以下本号及び第3号において同じ。）に係る損失については、保険金支払限度額適用基準日における船積後保険金支払限度額を限度とする。</p> <p>三 前号の規定にかかわらず、以下の各号に定める場合であって、運用規程の別表に定めるもの（船積後保険金支払限度額を設定したものを除く。）については、第12条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補すべき額は前項に規定する残額に100分の50を乗じて得た額とし、同一の輸出契約等の相手方に係る損失について日本貿易保険がてん補すべき額の上限は10億円とする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 第11条第2号のてん補危険においては、前項に規定する残額に第13条第3項と同一の比率を乗じて得た額とする。ただし、保険関係が成立した輸出契約等に係る第12条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失の場合であって、同一の輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合には、当該代金の支払人とする。以下本号及び第3号において同じ。）に係る損失については、保険金支払限度額適用基準日における船積後保険金支払限度額を限度とする。</p> <p>三 前号の規定にかかわらず、以下の各号に定める場合であって、運用規程の別表に定めるもの（船積後保険金支払限度額を設定したものを除く。）については、第12条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補すべき額は前項に規定する残額に100分の50を乗じて得た額とし、同一の輸出契約等の相手方に係る損失について日本貿易保険がてん補すべき額の上限は10億円とする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	
<p>(保険契約の解除)</p> <p>第19条 日本貿易保険は、第28条第2項、第29条第4項若しくは第6項、第31条第5項及び第53条第2項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(保険契約の解除)</p> <p>第19条 日本貿易保険は、第28条第2項、第29条第4項若しくは第6項、第31条第5項及び第53条第2項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一～三 (略)</p>	

<p>四 第12条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由による第11条第2号の損失に係る被保険者の保険金請求が一の保険年度中において複数の相手方について行われ、かつ支払保険金の総額が多額にわたり、簡易通知型包括保険に係る事業運営の安定性と保険契約者の公平性を損なうおそれがあると日本貿易保険が認めたとき</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>四 第12条第12号又は第14号に該当する事由による第11条第2号の損失に係る被保険者の保険金請求が一の保険年度中において複数の相手方について行われ、かつ支払保険金の総額が多額にわたり、簡易通知型包括保険に係る事業運営の安定性と保険契約者の公平性を損なうおそれがあると日本貿易保険が認めたとき</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		